



議 第 140 号

平成29年1月30日

塩竈市長 佐藤 昭 殿

塩竈市議会議長 香取 嗣 雄



文書質問書について (送付)

塩竈市議会基本条例第9条に規定する文書質問について、塩竈市議会文書取扱要綱第3条第5項の規定により、別添のとおり送付いたしますので、下記により回答くださるようお願いいたします。

記

1. 質問者 塩竈市議会議員 志子田 吉 晃
2. 質問件名 平成28年11月17日付入札執行について (通知)
 - ・ 件名：配水管敷設工事③
 - ・ 場所：塩竈市 栄町・月見ヶ丘 地内上記の工事を複合工事とした判断理由について
3. 回答期日 平成29年2月10日 (金) まで

塩竈市議会事務局
担当：議事調査係
電話 022-355-6793
内線 412
FAX 022-364-1214



第1号様式（第3条関係）

平成29年 1月23日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄 殿

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃



文 書 質 問 書

塩竈市議会基本条例第9条に規定する文書質問について、下記のとおり質問いたします。

記

1. 質問件名

平成28年11月17日付入札執行について（通知）

・件名：配水管布設工事③ 場所：塩竈市 栄町・月見ヶ丘 地内
上記の工事を複合工事とした判断理由について

2. 回答を求める者

・塩竈市長

3. 質問内容

・別添用紙に記載



平成28年11月17日付入札執行について（通知）

件名 配水管布設工事③
工事場所 塩竈市 栄町・月見ヶ丘 地内

〈上記の工事を複合工事とした判断理由についての文書質問〉

1. どのような基準の基に本工事を複合工事としたのか。
2. 本舗装工事があることを理由とするならば、配水管布設工事費と本舗装工事費の金額の割合はどのような割合が基準となるのか。
3. 今後同様の舗装工事がある。配水管布設工事は全て複合工事となるのか。
4. 配水管布設工事のみの工事となる工事はどのような工事内容なのか。
5. 配水管布設工事の資格を有した事業者のみが入札に参加できる工事とはどのような工事内容なのか。
6. 建設業法の登録業種で指名される業者を指名委員会で明確化する基準を示して頂きたい。
7. 市内に本店を置く建設業関連事業者の育成という観点から、発注単位を考慮していることと思うが、指名委員会としての育成方針を明確に示して頂きたい。
8. 過去の配水管布設工事の入札で複合工事として入札を実施した工事の有無について回答願いたい。